令和７年第５回永平寺町議会定例会議事日程

（２２日目）

令和７年１２月２３日（火）

午前１０時００分　開　議

１　議事日程

第　１　議案第７０号　永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第　２　議案第７１号　永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

第　３　議案第７２号　永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

第　４　議案第７３号　永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第　５　議案第７４号　永平寺町志比南公民館条例の制定について

第　６　発委第　２号　永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第　７　議案第７５号　令和７年度永平寺町一般会計補正予算について

第　８　議案第７６号　令和７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について

第　９　議案第７７号　令和７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について

第１０　議案第７８号　令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について

第１１　議案第７９号　令和７年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について

第１２　議案第８０号　令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について

第１３　議案第８１号　令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について

第１４　議案第８２号　令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算について

第１５　議案第８３号　福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について

第１６　議案第９０号　令和７年度永平寺町一般会計補正予算について

第１７　議案第９１号　令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
第１８　議案第９２号　令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
第１９　　委員会の閉会中の継続調査の申出

２　会議に付した事件
議事日程のとおり

３　出席議員（１４名）
１番　中　村　勘太郎　君
２番　長　岡　千恵子　君
３番　川　崎　直　文　君
４番　朝　井　征一郎　君
５番　清　水　紀　人　君
６番　金　元　直　栄　君
７番　森　山　　充　君
８番　清　水　憲　一　君
９番　滝　波　登喜男　君
１０番　齋　藤　則　男　君
１１番　上　田　　誠　君
１２番　松　川　正　樹　君
１３番　楠　　圭　介　君
１４番　酒　井　圭　治　君

４　欠席議員（０名）

５　永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名
町　長　河　合　永　充　君
副　町　長　和　田　真　生　君
教　育　長　竹　内　康　高　君
消　防　長　宮　川　昌　士　君
総　務　課　長　多　田　和　憲　君
契　約　管　財　課　長　朝　日　清　智　君

防災安全課長	吉田　仁君
財政課長	原　武史君
総合政策課長	江守直美君
会計課長	吉田正幸君
住民税務課長	池端時枝君
福祉保健課長	高嶋　晃君
子育て支援課長	清水智昭君
農林課長	島田通正君
商工観光課長	寺岡孝純君
建設課長	竹澤隆一君
えい住支援課長	長瀬武英君
上下水道課長	勝見博貴君
地域づくり応援課長	鈴木克幸君
学校教育課長	山口健二君
生涯学習課長	源野陽一君

6　会議のために出席した事務局職員

議会事務局長	波多野清志君
書記	清水和仁君

～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～・～

（午前１０時００分　開議）

～開　会　宣　告～

○議長（酒井圭治君）　各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに２２日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日、傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は１４名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第２１条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、松川議員より発言の申出がありましたので、これを許可します。

１２番、松川君。

○１２番（松川正樹君）　１２月１０日の一般質問の中、私の文化祭作品出展に際してのやり取りの中で、町長を忖度されているのではないですかとの発言をしましたが、今思えば説得力のない、根拠のない思い込みの発言でありました。関係各位に不快な思いをさせてしまったことに関し、おわびをして発言を取消しさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（酒井圭治君）　ただいま松川議員より、１２月１０日の議会一般質問における発言について一部取り消したいとのお申出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、松川議員からの発言取消の申出を許可することに決定いたしました。

～日程第１　議案第７０号　永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１、議案第７０号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第７０号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第２　議案第７１号　永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　日程第２、議案第７１号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第７０号、永平寺町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前１０時０３分　休憩）

（午前１０時０５分　再開）

※本議案においては、採決時の議長の発言において本件以外の議案番号と議案名を発言したことにより、休憩をはさんで再度やり直しているため、そちらの記載を正とする。

○議長（酒井圭治君）　休憩前に引き続き再開します。

先ほどの件につき、訂正してもう一度申し上げたいと思います。

～日程第２　議案第７１号　永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　日程第２、議案第７１号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第７１号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての件を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第３　議案第７２号　永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　日程第３、議案第７２号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い採決します。

自由討議の提案はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第７２号、永平寺町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第４　議案第７３号　永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第４、議案第７３号、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第７３号、永平寺町議会議員及び永平寺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第５　議案第７４号　永平寺町志比南公民館条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第５、議案第７４号、永平寺町志比南公民館条例の制定についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第７４号、永平寺町志比南公民館条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第６　発委第２号　永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第６、発委第２号、永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

発委第２号、永平寺町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第７　議案第７５号　令和７年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第７、議案第７５号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第７５号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第８　議案第７６号　令和７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第８、議案第７６号、令和７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

１１番、上田君。

○１１番（上田　誠君）　それでは、私のほうから討論をしたいと思います。

皆さんご存じのように、現在少子高齢化から人口減少が起こっています。それに対する多々課題はあるわけですが、令和８年度より創設される子ども・子育て支援金制度に対しては、その財源を、子ども・子育て支援の強化をするということに対して、またそれを理解できるし、その政策に対してはやはり今後強化すべきだと考えております。しかしながらその財源を全国民が加入する国保会計に、要するにそれを求めるというのは、その財源の質からいって筋違いであるというふうに私は考えます。

特に今、国保については、年金生活者の高齢者がたくさんおられます。その方々から一律にそういうものを求めるということに対しては、いかがなものかと考える次第であります。それによって、この国保の特別会計に関しては、反対の立場を取らざるを得ないと考えております。

後の後期高齢も同じでありますが、そのときは同じ討論になると思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

７番、森山君。

○７番（森山　充君）　賛成の立場から発言させてもらいます。

制度の存続に有効と考えますので私は賛成します。以上です。

○議長（酒井圭治君）　次に、反対者の発言を許します。

６番、金元君。

○６番（金元直栄君）　この国保会計の補正ですが、子ども・子育て支援金拠出制度をつくるということで、そのシステム改修に国保会計からの支出となっています。

一つは、子ども・子育て支援ですが、人頭割的な拠出についてはおかしくはないか。また、子ども・子育て支援は、私はやっぱり別の予算をきちっと確保すべきだと思いますが、特に次世代の労働力の確保にもつながることから、現在行われている企業減税を元に戻すとか、今日史上最高の利益を上げ続けている企業の

内部留保、これらに課税することによって金を確保する。つまり企業がその労働力の確保のためにきちっと財務を確保して、負担していく必要があるのではないかと私は思っています。

そして、高齢者と若者世代を要するに対立させるようなやり方については、私は認めたくないと。特にそのシステム改修を、国保会計に求めるっていうのは、これまた本末転倒ではないかなという立場から反対の立場を取ります。

○議長（酒井圭治君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

２番、長岡君。

○２番（長岡千恵子君）　私は賛成の立場から発言させていただきます。確かに今金元議員がおっしゃったように、人頭的に割り当てるのはいかがなものかとは思いますけれども、子ども・子育て支援につきましては、もう国会のほうで決定したことでございます。これに伴いましてそのシステムを改修するという予算は、必然的に来年４月に向けまして必要なことと考えますので、そういう立場から私は賛成を取らせていただきたいと思います。

○議長（酒井圭治君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第７６号、令和７年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酒井圭治君）　起立、多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第９　議案第７７号　令和７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第９、議案第７７号、令和７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

討論があります。討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

１１番、上田君。

○１１番（上田　誠君）　よろしくお願いします。先ほどの議案７６号と同じですが、やはりこういう社会において、その国保とか、後期高齢のところからの財源からそれを取るっていうのは、一律取っていくっていうのは大変な負担がその高齢者についてはかかってくるという観点から、また別の例えば財源確保というのは考えるべきだ。それは制度的なのも含めてですね、また情勢をあれするためにも、それは必要と考え、今回もこの後期高齢者のところには本末転倒と考え、反対せざるを得ないという立場で討論をさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

１３番、楠君。

○１３番（楠　圭介君）　私は、この制度が、社会全体を持続可能にするために必要不可欠な仕組みであると考え、賛成の立場をから発言させていただきます。

確かに国民健康保険や後期高齢者医療に加入されている皆様にも、一定のご負担をお願いすることになります。しかし、それは決して一方的な負担の押しつけではありません。将来地域を支える若い世代が育たなければ、医療介護制度を維持すること自体が困難となり、結果として高齢者の皆様により大きな不安と負担をもたらすことになります。

本制度は世代間の対立を生むものではなく、世代間で支え合う仕組みとして設計されています。

国としても低所得者への配慮や負担の公平性を確保するための措置を講ずることとしていることから、私は賛成の立場としていただきます。

○議長（酒井圭治君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

６番、金元君。

○６番（金元直栄君）　後期高齢者制度の中へ、この子ども・子育て支援金の拠出を求めるシステム改修ということですが、率直に疑問を言わせていただきますと国保会計に４６０万円、後期高齢者に１０８万円。こういう差もよく分からない。後期高齢者のほうが人数多いと思いますよ。そういうことだけではなしに、これが将来、僕は本当に若い人と高齢者との対立を生む、そういう構図にしていくこ

と自体が、国の政策として問題はないかと。特に先ほど言いましたように、少子化って言いますけれども、十分に子育てする賃金が保障されていない、そういう中での問題です。それは何か、一番大きい問題はやはり労働力を確保できる、そんな条件すら整っていない世の中の問題ですから、そこはお金をしこたまもうけているところから、きちっと接してもらう。そういう制度にしていくことが、国の仕事ではないかと思います。国で決められているとはいえやはり、ここのこことか、後期高齢者医療制度とかそういう会計に、自治体の会計に降りかかる問題ですから、そういう点についてはきっちりと指摘し、私は反対の立場を取っていきます。

○議長（酒井圭治君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

７番、森山君。

○７番（森山　充君）　賛成の立場から発言させてもらいます。

政府の方針に従いましても、準じて実施するほうがいいと私は考えて賛成します。以上です。

○議長（酒井圭治君）　ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第７７号、令和７年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酒井圭治君）　起立、多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第１０　議案第７８号　令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１０、議案第７８号、令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第７８号、令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１１　議案第７９号　令和７年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１１、議案第７９号、令和７年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第７９号、令和７年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１２　議案第８０号　令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１２、議案第８０号、令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についての件を議題とします。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第８０号、令和７年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１３　議案第８１号　令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１３、議案第８１号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件を議題とします。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第８１号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１４　議案第８２号　令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算について

～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１４、議案第８２号、令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算についての件を議題とします。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第８２号、令和７年度永平寺町下水道事業会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１５　議案第８３号　福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１５号、議案第８３号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を議題とします。

これより、第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第８３号、福井坂井地区広域市町村圏事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１６　議案第９０号　令和７年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第１７　議案第９１号　令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第１８　議案第９２号　令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１６、議案第９０号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算についてから、日程第１８、議案第９２号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの３件を一括議題とします。

資料は追加議案書をご用意ください。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　ただいま一括上程いただきました議案第９０号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算についてから、議案第９２号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの３件について提案理由を申し上げます。

追加の議案書３ページをご覧ください。

まず、議案第９０号の一般会計では、第１条において、歳入歳出それぞれ３，８０７万７千円を追加し、補正後の予算総額を１２４億６，２６０万１千円とするものでございます。款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、４ページ以降の第１表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

令和８年１月執行の県知事選挙の適正な執行を図るほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を活用して、住民の皆様への早急な支援に取り組むものでございます。

１４ページをご覧ください。

次に、議案第９１号の介護保険特別会計では、第１条において歳入歳出それぞれ２４５万円を追加し、補正後の予算総額を２２億６４３万３千円とするものでございます。款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、１５ページ以降の第１表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

適正な保険料額算定のため、介護保険システムの改修に取り組むものでございます。

２３ページをご覧ください。

次に、議案第９２号の上水道事業会計では、第２条水道事業収益において営業収益の１，８２０万円を減額し、営業外収益に同額１，８２０万円を追加するものでございます。款項の区分及び区分ごとの金額は、２５ページの令和７年度永平寺町上水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

物価高騰の影響を受けている町民及び町内事業者等に対して、上水道基本料金及びメーター貸付料を減免し、負担軽減の支援を行うものでございます。

以上、議案第９０号から議案第９２号までの提案理由の説明といたします。

詳細につきまして、は担当課よりご説明申し上げます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒井圭治君）　これより審議を行います。

議案の審議につきましては、議案ごとに第１審議、第２審議、第３審議の順で審議を行います。なお、質疑につきましては会議規則第５５条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第９０号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算についての第１審議を行います。

それでは、予算説明資料に基づき、課ごとに審議を行います。

資料は１２月１６日の全員協議会資料の中の令和７年度１２月追加補正予算説明書をご用意ください。

担当課の補足説明を受け、引き続き、課ごとに質疑を行います。

担当課の補足説明を求めます。

まず、総務課関係の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君）　それでは、総務課所管分について補足をいたします。

資料４ページの左側、選挙事務職員給８９６万２千円につきましては、来年１月２５日執行の知事選挙に伴う超過勤務手当等の職員人件費でございます。

右側、知事県議会議員選挙費９２１万７千円につきましては、同じく知事選挙における職員人件費以外の各種経費でございます。財源は県の委託金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、財政課関係の補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原　武史君）　それでは財政課関係について補足説明いたします。歳入のみの説明となります。

予算説明書の３ページ、財政課の欄をお願いいたします。

今回の補正の一般財源としまして、財政調整基金繰入金、２１０万３千円を予算化するものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、総合政策課関係の補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（江守　直美君）　説明書の３ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。今回の物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金におきまして、１２月で事業化する予算につきまして、１，８３５万２千円を増額補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、福祉保健課関係の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　それでは、介護保険会計繰出金について説明させていただきます。

５ページ左側をお願いいたします。

介護保険システム改修費の増額補正に伴いまして、町負担分の事務費繰出金を補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　なければ、次に、子育て支援課関係の補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（清水智昭君）　それでは、予算説明書５ページの右側をお願いします。

保育園運営諸経費につきましては、物価高騰に伴う給食用の食材費の高騰分を支援するために、私立認定こども園へ必要額を補正するものです。財源につきましては、国の物価高騰対応重点支援交付金を活用させていただきます。

今、町のほうで子供１人当たり月額１，９００円負担しておりますが、今回県が１２月補正により私立認定こども園について、１人当たり１，４００円を負担することになりました。これを受けまして、その差額分であります５００円を町のほうとして補正をさせていただくものでございます。以上説明とさせていただきます。

○議長（酒井圭治君）　これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）なければ、次に、上下水道課関係の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君）　それでは、上下水道課関係についてご説明させていただきます。

追加補正予算説明書６ページ左側をお願いいたします。

上水道事業負担金、補正額１，８２０万円につきましては、物価高騰の影響を受けている町民及び町内事業者への負担軽減支援策として、上水道料金の基本料金とメーター貸付料を減免する取組を、令和８年２月請求分から令和８年３月請求分までの２か月実施するための減免相当額を、一般会計より補填するものでございます。

以上、上下水道課関係の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）なければ、次に、学校教育課関係の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君）　それでは６ページ右側、小学校の教育奨励について、

でございます。

就学援助費につきましては、物価高騰への対応といたしまして、就学援助対象児童の今年度の修学旅行費に係る、保護者負担分を就学援助に加算し、負担軽減を図るものでございます。

そのため加算分の就学援助費として、１３万７千円を予算計上するものでございます。これにより修学旅行に要する費用について、実費相当額を就学援助対象者に支援することといたします。

なお、財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたします。

続いて７ページ左側です。

中学校の教育奨励費について、でございます。

こちらも同様の理由により、加算分の就学援助費として１６万２千円を予算計上するものでございます。財源につきましても同様に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用いたします。

以上、補足とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第９０号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算について第２審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第９０号の第１審議を終わります。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第９０号、令和７年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１７　議案第９１号　令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１７、議案第９１号、令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、を議題とします。

これより第１審議を行います。

予算説明資料に基づき審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋　晃君）　それでは補足説明させていただきます。

説明書の８ページをお願いいたします。

歳入歳出補正額、２４５万円を補正するものでございます。

まず、歳入から説明させていただきます。国庫支出金１２２万４千円、一般会計繰入金１２２万６千円でございます。

続きまして９ページをお願いいたします。

歳出の説明をさせていただきます。

一般管理費２４５万円を補正するものでございます。令和７年度、税制改正に伴う介護保険システムの改修費用を補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（酒井圭治君）　これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第９１号、令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第９１号の第１審議を終わります。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第９１号、令和７年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１８　議案第９２号　令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１８、議案第９２号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題とします。

これより第１審議を行います。

予算説明資料に基づき、審議を行います。

担当課の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君）　それでは、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてご説明いたします。

追加補正予算説明書１１ページをお願いいたします。

収益的収入のみの補正でございます。補正に係る事業内容は、先ほどの一般会計における上水道事業負担金の際に説明させていただいたとおりでございます。

内訳といたしましては、ここ１年間の基本料金及びメーター貸付料金の実績に基づき、今後の給水戸数の増減分を見込み、月９１０万円の２か月分として積算をしております。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井圭治君）　これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　ないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第９２号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算について第２審議に付したい案件はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　お諮りします。

本件について、第２審議を省略し、第３審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は第３審議に付することに決定いたしました。

これで議案第９２号の第１審議を終わります。

これより第３審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　討論なしと認めます。

採決します。

議案第９２号、令和７年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第１９　委員会の閉会中の継続調査の申出～

○議長（酒井圭治君）　次に、日程第１９、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会・行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井圭治君）　異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前１０時４５分　休憩）

（午前１０時４５分　再開）

○議長（酒井圭治君）　休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

定例会を閉会するに当たり、一言申し上げます。

９月に開催されました第４回定例会において、予算決算常任委員会に付託され

ました令和６年度の決算の審議においては、委員会報告の後、３議案とも承認また可決承認されました。

予算決算常任委員会での審議において、それぞれの議員から質疑があり、それぞれ回答がありました。その審議において、令和８年度の当初予算に対し、議会からの意見としてまとめましたので、現在進められております当初予算編成において、次の点にご留意いただきますようお願いいたします。

①デマンド交通・試行運転業務については、事前にその目的や目標値を定め、本格実施の判断基準を明確にすること。

②永平寺町ブランド戦略を見直し、アクションプランを作成すること。

③保育士や学校給食調理員の人手不足は継続している。要因を明確にしつつ、今後の対策や計画を柔軟に進めていくこと。

④地域づくりは町の土台づくりである。地域づくり推進事業、文化芸術振興事業は、地域に根づくよう住民の意見を反映し更新を続けること。

⑤町は福祉事業を各福祉事業所に委託し進めている。福祉事業所の経営悪化や閉鎖がある現状から、健全経営になるよう指導支援に努めること。

以上の５点を申し添えます。

理事者の皆様におかれましては、審議の中においての質疑、提案等を謙虚に受け止め、常に町民のための町政運営を図られるよう切望いたします。

議員各位には、去る１２月２日の開会以来、２２日間にわたり、その間、提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを深く感謝申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、会期中指摘されました諸点につきましては、十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

これをもちまして、令和７年第５回、永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君）　閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました令和７年度一般会計補正予算をはじめ、条例改正等、各議案につきまして慎重にご審議をいただき、また、妥当なご決議を賜

り、誠にありがとうございました。

また、今ほどは決算委員会の中での議会としてのご意見も賜りました。しっかりと来年度予算に向けて取り組んでいきたいと思います。

さて、健康長寿クラブが中心となり、認知症、フレイル予防として取り組まれてきた「健康長寿３年日記」が今年で１０年目を迎えました。クラブの皆様が地道に啓発を進めてこられた結果、現在では約千名の住民の皆様が日記を利用しております。今月２０日にはサンサンホールにおきまして、１０周年記念イベントが開催され、当日は公募したメッセージの優秀作品表彰や「日記を書くまち永平寺町宣言」などが行われました。今後も多くの住民の皆様に日記を書く習慣が広まり、健康長寿クラブの積極的な取組が続くことを期待しております。

また、子供の屋内遊び場「えいぱーく」は今月１９日のオープン以来、４日間で延べ６７３人の皆様にお越しいただくなど、好調なスタートとなりました。今後も子供たちが様々な体験を通して楽しく成長できる場となるよう願っております。

さて、国の経済対策予算が可決され、本庁に配分される重点支援地方交付金が２億４，０８１万６千円と決定されました。今後は、本定例会で承認いただきました水道基本料金の減免など、３つの物価高騰対策支援事業を先行して実施していくとともに、国や県の対応を踏まえつつ、生活応援券など、町民の皆様に必要な支援を検討してまいります。

結びになりますが、議員の皆様におかれましてはご自愛の上、新しい年をお迎えになられますよう、来る年が、永平寺町と永平寺町民の皆様にとりまして、よき年となりますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（酒井圭治君）　本日はどうもご苦労さまでございました。

（午前１０時５０分　閉会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員